

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		政府が出資する港湾運営会社の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税2)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 港湾法第 43 条の 25 の規定により政府が出資している国際戦略港湾の港湾運営会社(以下「特定港湾運営会社」という。)に対する法人事業税の資本割の課税標準の算定について、資本金等の額から、政府及び地方公共団体の出資する金額を控除する。
			《関係条項》 —
5	担当部局		国土交通省港湾局港湾経済課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和8年8月 分析対象期間: 令和9年度～令和 13 年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		5年間(令和9年4月1日～令和 14 年3月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定港湾運営会社による設備投資の促進及び民間の視点での港湾運営の促進を通じて、我が国港湾の国際競争力を強化することにより、国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大し、もって我が国の産業立地競争力の強化を図る。
			《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026「責任ある積極財政」元年～日本の挑戦を起動する！～(令和8年7月 21 日閣議決定) 1. 「強い経済」の実現 (3)強い地域経済の構築 (持続可能で活力ある国土の形成と「交通空白」の解消) …成長投資を支える基盤であり、…港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用…を推進し… ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版(令和7年6月 13 日閣議決定) 3. 地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保 (4)広域交通インフラの整備、国土強靱化、防災・減災投資の加速 ①広域交通インフラの整備

			我が国の国際競争力強化のため、・・・港湾、空港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用・・・を推進する・・・ ○デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) (5)豊かで魅力あふれる地域づくり ②公共交通・物流・インフラのデジタル実装 ii ドローン物流・物流 DX を通じた物流変革 【具体的取組】 (d)国際コンテナ・バルク戦略港湾や、地域の基幹産業の競争力強化等のための港湾整備 ・デジタル実装した社会を支え、地域における基幹産業の競争力強化や民間投資の誘発、雇用と所得の維持・創出を推進するため、国際コンテナ戦略港湾や国際バルク戦略港湾等の機能強化に資する港湾施設の整備を行う。 ○総合物流施策大綱(2026 年度～2030 年度)(令和8年3月 31 日閣議決定) 5:厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応したサプライチェーンの高度化・強靱化 (1)サプライチェーンの高度化を通じた我が国の物流の国際競争力強化の実現 ②国際コンテナ戦略港湾政策の推進等 我が国の港湾ロジスティクスを強化し、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントや経済安全保障に貢献するため、国際コンテナ戦略港湾等の国際競争力強化を図る。 国際コンテナ戦略港湾政策については、我が国に寄港する国際基幹航路の維持・拡大を図るため、引き続きフィーダー航路網の拡充を図るとともに、モーダルシフト需要を踏まえた多様な輸送モードを活用した国内集貨や、国内のみならず東南アジア等からの国際トランシップ貨物を含めた集貨の促進のために、ターゲットとなる貨物や航路等を把握した上で関係者と連携し国際コンテナ戦略港湾経由の輸送ルートを構築する「集貨」、従前の流通加工等の機能を有する物流施設の立地支援に加え、ソフト面での取組として再混載トランシップ等に係る物流手続の更なる円滑化による「創貨」、大水深コンテナターミナル整備や、遠隔操作クレーンの導入支援など新技術の活用等による「競争力強化」の3本柱の取組を、港湾管理者、港湾運営会社などの関係者と一丸となって強力に推進する。 ○日本成長戦略(令和8年7月 21 日閣議決定) Ⅱ. 17 の戦略分野における官民投資の促進 2. 62 の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行 (15)港湾ロジスティクス 港湾は、我が国の貿易量のほとんどを占める海上輸送の結節点であり、サプライチェーンを支える基幹インフラである。物流の他国への依存や、港湾機能停止による遅延・途絶リスクを防止するため、自律的な港湾ロジスティクスの実現による国際競争力の強化、サイバー・フィジカル両面での港湾の強靱化、港湾ロジスティクスを
--	--	--	--

			支える担い手の確保・育成に一体となって取り組む。												
		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 業績指標65 我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力												
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	国際コンテナ戦略港湾において、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、我が国のサプライチェーンの強靱化を図り、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献する。 具体的には、令和9年4月1日～令和14年3月31日の5年間に於ける特定港湾運営会社の自己資本比率について少なくとも10%以上を確保する。 これにより、特定港湾運営会社の財務基盤が安定的なものとなり、生産性の高い港湾荷役機械等への設備投資やユーザーに対するインセンティブ支援を行うための経営環境が確保されることから、国際競争力を有するターミナル運営が可能となり、ひいては、同期間において横浜港と川崎港で340万TEU、大阪港と神戸港で558万TEUのコンテナ取扱貨物量を確保することを目指す。												
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	特定港湾運営会社は、近隣諸国の競合港湾との競争の観点から同社が運営する係留施設や荷さばき施設等の港湾施設を可能な限り低廉な価格で供用するとともに、得られた収益を原資として基幹航路の維持拡大のためのインセンティブ支援等を積極的に実施しなければならない等、一般の営利法人とは異なる事情を有していることから、高い収益性を期待することができない。 こうした経営環境の中で、本特例措置により税負担を軽減することは、特定港湾運営会社の財務基盤の強化に資するものであることから、国際競争力を有するターミナル運営のための設備投資の促進や、ユーザーに対するインセンティブ支援等といった我が国サプライチェーンの維持・強化に資する取組に寄与し、政策の達成目標の実現にあたって非常に有効である。												
10	有効性等	① 適用数	(単位:件) <table><tr><td>年度</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> 【算定根拠】 本特例措置の対象は、港湾法第43条の25の規定により政府が出資している横浜川崎国際港湾株式会社(YKIP)と阪神国際港湾株式会社(HPC)の2事業者に限定されている。	年度	R9	R10	R11	R12	R13	適用件数	2	2	2	2	2
年度	R9	R10	R11	R12	R13										
適用件数	2	2	2	2	2										
		② 適用額	(単位:百万円) <table><tr><td>年度</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr><tr><td>適用額</td><td>70</td><td>70</td><td>70</td><td>70</td><td>70</td></tr></table>	年度	R9	R10	R11	R12	R13	適用額	70	70	70	70	70
年度	R9	R10	R11	R12	R13										
適用額	70	70	70	70	70										

		【算定根拠】 算定式：資本金及び資本剰余金（資本金等）の額から政府及び地方公共団体による出資額を引いた額を計上 ○YKIP[出典：聞き取り及び財務諸表] ・出資者及び出資額（合計 2,000 百万円） 国 1,000 百万円 横浜市 945 百万円 川崎市 45 百万円 株式会社三井住友銀行 9 百万円 株式会社横浜銀行 1 百万円 ・資本金等の総額 2,000 百万円・・・① ・国及び地方公共団体の出資額 1,990 百万円・・・② ・特例措置がある場合の課税標準 10 百万円・・・③（①－②） ○HPC[出典：聞き取り及び財務諸表] ・出資者及び出資額（合計 1,460 百万円） 国 500 百万円 大阪市 450 百万円 神戸市 450 百万円 株式会社三井住友銀行 40 百万円 株式会社みずほ銀行 10 百万円 株式会社三菱 UFJ 銀行 10 百万円 ・資本金等の総額 1,460 百万円・・・④ ・国及び地方公共団体の出資額 1,400 百万円・・・⑤ ・特例措置がある場合の課税標準 60 百万円・・・⑥（④－⑤） ◎合計（適用額） ③＋⑥＝70 百万円 なお、両社とも令和 8 年 4 月 1 日時点の出資者及び出資額にて算定。												
③	減収額	(単位：千円) <table><tr><td>年度</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td><td>R12</td><td>R13</td></tr><tr><td>減収額</td><td>17,798</td><td>17,798</td><td>17,798</td><td>17,798</td><td>17,798</td></tr></table> 【算定根拠】 算定式：資本金及び資本剰余金×0.525%（令和 8 年度時点の神奈川県、大阪府、兵庫県における超過税率を適用）にて特例措置なし及びありの場合の納税額を算定し、その差を計上 ○YKIP[出典：聞き取り及び財務諸表] ・出資者及び出資額（合計 2,000 百万円）	年度	R9	R10	R11	R12	R13	減収額	17,798	17,798	17,798	17,798	17,798
年度	R9	R10	R11	R12	R13									
減収額	17,798	17,798	17,798	17,798	17,798									

			国 1,000 百万円 横浜市 945 百万円 川崎市 45 百万円 株式会社三井住友銀行 9 百万円 株式会社横浜銀行 1 百万円 ・特例措置がない場合の納税額 資本金等 2,000 百万円 $\times 0.525\% = 10,500,000$ 円・・・① ・特例措置がある場合の納税額 民間出資による資本金等 10 百万円 $\times 0.525\% = 52,500$ 円・・・② ・特例措置の有無による差額 ①－②＝10,447,500 円・・・③ ○HPC[出典：聞き取り及び財務諸表] ・出資者及び出資額(合計 1,460 百万円) 国 500 百万円 大阪市 450 百万円 神戸市 450 百万円 株式会社三井住友銀行 40 百万円 株式会社みずほ銀行 10 百万円 株式会社三菱 UFJ 銀行 10 百万円 ・特例措置がない場合の納税額 資本金等 1,460 百万円 $\times 0.525\% = 7,665,000$ 円・・・④ ・特例措置がある場合の納税額 民間出資による資本金等 60 百万円 $\times 0.525\% = 315,000$ 円・・・⑤ ・特例措置の有無による差額 ④－⑤＝7,350,000 円・・・⑥ ◎合計(減収額) ③＋⑥＝17,797,500 円 なお、両社とも令和 8 年 4 月 1 日時点の出資者及び出資額にて算定しているが、令和 9 年度から令和 13 年度の間に追加増資等がある場合は、減収額が増加する可能性がある。
		④: 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 特定港湾運営会社は、ターミナル運営に係る国際競争力確保の観点から、高い収益を求めることが難しい構造となっており、例えば、直近の当期純利益について、YKIP は令和 6 年度▲264,232 千円、令和 7 年度 199,999 千円、HPC は令和 6 年度 555,351 千円、令和 7 年度▲515,585 千円となっている。 本特例措置により、少なくとも YKIP では約 10,448 千円、HPC では約 7,350 千円の税負担が軽減されれば、その分、貸借対照表上の利益剰

			余金として純資産の部に計上することができるため、自己資本比率の確保に寄与するものである。 一般的に、自己資本比率が高いほど企業の中長期的な安全性が高いとされており、特定港湾運営会社が戦略的な設備投資を行う際にも、より有利な条件で資金調達が可能になると考えられることから、特定港湾運営会社に求められる取組が確実に実施され、政策の達成目標の実現に資すると考えられる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 特定港湾運営会社に対する聞き取り及び財務諸表 《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が創設されなかった場合、当期純利益において赤字計上した場合であっても相当程度の税負担が発生することにより特定港湾運営会社の安定的な財務基盤の確保がされず、国際競争力を有するターミナル運営のための設備投資の促進や、ユーザーに対するインセンティブ支援等といった我が国サプライチェーンの維持・強化に資する取組に支障を来し、ひいては政策の達成目標の実現を阻害するおそれがある。 ○直接的効果の把握・分析手法及び直接的効果と考えられる理由 令和8年7月に閣議決定された「日本成長戦略」を踏まえ、特定港湾運営会社においては、大規模コンテナターミナル等の整備や荷役機械の自動化・遠隔操作化に向けた設備投資を加速していく必要があり、令和10年度から令和13年度にかけて投資のピークを迎えることが想定される。このため、長期借入金残高の増加等により自己資本比率の低下が見込まれることから、国及び港湾管理者による増資を予定しているが、現行制度では当該出資についても法人事業税の資本割に係る負担が生じるため、財務基盤強化の効果が減殺される。 本特例措置により当該税負担が軽減されることで、設備投資及びユーザーに対するインセンティブ支援に必要な財源を確保しつつ、利益剰余金の確保を通じた自己資本比率の維持が可能となる。YKIPにおける将来の財務状況を試算したところ、本則どおり課税された場合には令和13年度以降、自己資本比率が10%を下回る見込みである一方、本特例措置を適用した場合には10%以上を維持できる見込みであり、特定港湾運営会社の安定的な事業運営及び設備投資の推進に直接的に寄与するものである。 他の政策手段として、利益の有無に関わりなく生じる税負担に相当する費用を事後的に増資や補助金等で手当てすることも想定されるが、本特例措置を講じることにより、利益の有無に関わりなく生じる税負担が減額され、利益剰余金の確保を通じた自己資本比率の維持が期待されるなど、財務基盤の維持・強化に資するものであり、増資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当であると考えている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 特定港湾運営会社に対する聞き取り
--	--	--	--

			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置の適用対象は、国が国際戦略港湾として指定した京浜港、阪神港の運営を担う特定港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社、阪神国際港湾株式会社の2社となり、今後においても国際戦略港湾の国際競争力強化の観点から、この2社が適用対象となる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	短期的には法人事業税収が減少するものの、港湾機能強化による企業立地、雇用創出、関連企業集積などにより、中長期的には他税目での税収増が期待されるところである。 こうした効果は特定港湾運営会社が事業を実施している国際戦略港湾が立地する地方公共団体にも広く波及することが見込まれることから、税収減は是認されるものと考えられる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置を講じることにより、特定港湾運営会社において利益に関わりなく負担が生じる租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善(利益剰余金の確保)し、財務基盤が維持・強化される。これは、本特例措置を講じなかった場合に生じる税負担に相当する費用を事後的に追加出資や補助金等で手当とするよりも執行コストが小さく妥当である。 また、国や港湾管理者では、特定港湾運営会社の財務基盤強化を図り、国際競争力を有するターミナル運営のための設備投資の促進や、ユーザーに対するインセンティブ支援等といった我が国サプライチェーンの強靱化に資する取組に寄与することを期待して出資を行っているが、その結果として法人事業税の資本割に係る税負担を生じさせるところ、本特例措置を講じることにより、出資や無利子貸付等の予算上の措置から当該税負担相当額の減殺を避けることができることを踏まえても、国及び港湾管理者の出資により発生しうる税負担を軽減することは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	○港湾法第55条の9に基づく無利子貸付 港湾運営会社が埠頭群を構成する荷さばき施設(ガントリークレーン)等の建設・改良に要する資金について、国及び港湾管理者より一定の割合で無利子にて貸付け、施設整備を促進している。 当該無利子貸付金は、港湾運営会社による荷さばき施設等の設備投資のための資金調達手段の一つであり、租税特別措置とともに活用されることで、国際競争力を有するターミナル運営の促進に対して相乗効果が生まれることが期待される。 ○港湾機能高度化施設整備費補助 港湾の機能の高度化を図るために必要となる施設(遠隔操作ガントリークレーン等)の取得に係る費用の一部を補助し、施設整備を促進している。 当該補助金は、港湾運営会社による生産性の高い荷役機械等の導入に係る資金調達手段の一つであり、租税特別措置とともに活用されることで、国際競争力を有するターミナル運営の促進に対して相乗効

			果が生まれることが期待される。 ○国及び港湾管理者による港湾運営会社への出資 港湾運営会社による荷さばき施設等の設備投資にあたっては、前述の通り、主に無利子貸付金を原資としているところ、貸借対照表上、資産額だけでなく負債額も増加することとなる。例えば、荷さばき施設等のうち、ガントリークレーンについては 1 機あたり 20 億円～30 億円に達することも珍しくなく、無利子貸付金により当該施設を整備しようとした場合、キャッシュフローは改善される一方で自己資本比率が著しく低下することとなる。自己資本比率が 10%を下回るような会社は、一般的に中長期的な安全性に乏しいとされていることから、市中金融機関からの借入条件が悪くなったり、場合によっては調達自体が困難になったりすることが想定される。 このため、自己資本比率やキャッシュフローを改善し、設備投資の促進を図るとともに、ユーザーに対するインセンティブ支援等といった我が国サプライチェーンの強靱化に資する取組に寄与することを期待して出資を行っているものであり、租税特別措置とともに活用されることで、国際競争力を有するターミナル運営の促進に対して相乗効果が生まれることが期待される。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により税負担を軽減することは、特定港湾運営会社の財務基盤の強化に資するものであることから、国際競争力を有するターミナル運営のための設備投資の促進や、ユーザーに対するインセンティブ支援等といった我が国サプライチェーンの維持・強化に資する取組に寄与するものである。 その結果、特定港湾運営会社が事業を実施する国際戦略港湾において港湾機能のさらなる強化が図られ、企業立地、雇用創出、関連企業集積などにより、当該港湾の関係地方公共団体における地域経済の活性化に大きく寄与することが想定されることから、地方公共団体が協力することは妥当性があると考えられる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—